

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 委託業務名 自家用電気工作物保安管理業務  
※詳細については別紙見積数量内訳書および契約書案のとおり
- 履行期間 自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日
- 履行場所 前橋市岩神町四丁目16番25号 関東森林管理局
- 見積書等提出日時・場所  
・日時 令和8年3月16日(月) 13時00分まで  
・場所 関東森林管理局 経理課 企画係  
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25  
※郵便による提出を認めます。
- 提出書類
  - ・ 見積書  
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。  
見積書は封緘の上ご提出下さい。)
  - ・ 令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写しなど、下記8の資格が確認できる書類。
  - ・ 過去の実績を証明する契約書等の写し。
  - ・ 電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たす者であることを証する書類の写し。
  - ・ 本社、支社又は営業所が群馬県内に所在すること及び会社の業務内容を確認できる書面(会社パンフレット等の写し可)。※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<事業名> 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 契約の締結日 令和8年4月1日(予定)
- 契約条件等 契約条件については、別紙「契約書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
- 必要な資格等
  - ・ 令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において「建物管理等各種保守管理」の資格を有する者、または関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録された者であること。
  - ・ 電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件を満たす者であることを証する書類。
  - ・ 本社、支社又は営業所が群馬県内に所在すること及び会社の業務内容を確認できる書面。
- その他
  - (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
  - (2) 契約条件については、別紙契約書案および仕様書のとおりとし、見積書を提出した場合は、これらを承諾したものとみなします。
  - (3) 本件契約の締結の条件は、令和8年度予算が成立し、予算示達された場合とします。また、暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全期間に渡って全額での契約としますが、部分的な予算措置となったときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とします。

担当:	経理課 企画係
電話:	027-210-1149
メール:	ks_kanto_keiri@maff.go.jp
	(経理課代表アドレス)

## 見積数量内訳書

項目	内容・仕様	数量	単位	単価	金額
保安管理業務手数料	月次点検：月 1 回 (ただし絶縁監視装置を 設置する場合は隔月に 1 回で可)  年次点検：年 1 回	12	月		
<設備内訳> 受電設備	電圧 6,600V 容量 775kVA 2箇所	12	月		
予備発電装置	電圧 200V 容量 80kVA 1台	12	月		

## 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

支出負担行為担当官 関東森林管理局長 村 孝典 (以下「甲」といいます。)と  
 (以下「乙」といいます。)とは、甲が設置  
 する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務 (以下「保安管理業務」といいます。)の委託について、次のとおり契約を締結します。なお、本委託契約の履行細目は別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとします。

### 第1条 (契約対象自家用電気工作物の概要)

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとします。

- |             |                   |               |
|-------------|-------------------|---------------|
| (1) 事業場の名称  | 関東森林管理局           |               |
| (2) 事業場の所在地 | 群馬県前橋市岩神町 4-16-25 |               |
| (3) 需要設備    |                   |               |
|             | ア. 受電電圧           | 6,600 ボルト     |
|             | イ. 設備容量           | 775 キロボルトアンペア |
|             | ウ. 非常用予備発電装置      |               |
|             | ①発電機定格出力          | 80 キロワット      |
|             | ②発電機定格電圧          | 200 ボルト       |
|             | ③原動機の種類           | ディーゼル         |

### 第2条 (委託業務の内容)

1 乙が実施する保安管理業務及びこれに伴い甲が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとします。

- (1) 甲は、第1条の事業場について乙の保安管理業務を実施する者 (以下、「保安業務担当者」という。)と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認することとします。
- (2) 乙の保安業務担当者は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、甲に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすることとします。ただし、緊急の場合は、この限りでないものとします。
- (3) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこととします。
- (4) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言することとします。
- (5) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示又は助言することとします。
- (6) 乙は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。  
 甲は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存することとします。
- (7) 乙は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは東京電力株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
- (8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこととします。

2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行います。また、乙は、甲の求めに応じ、助言を行うこととします。このほか、乙は、当該電気工作物の保安について、甲に対し指示又は助言ができるものとします。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

- (a) 立入に危険を伴う場所
- (b) 情報管理のため立入が制限される場所
- (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
- (d) 機密管理のため立入が制限される場所
- (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(3) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとします。

第3条（点検の頻度及び点検項目）

1 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとします。

(1)	月次点検	隔月 1回
(2)	年次点検	毎年 1回
(3)	臨時点検	必要の都度

【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
<b>対象設備等</b> <引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等 <受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等 <受・配電盤> <接地工事> 接地線、保護管等 <構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 〈非常用予備発電装置〉 原動機、発電機、始動装置等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び周波数（回転数）の異常の有無
〈蓄電池設備〉	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 〈測定項目〉 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
〈負荷設備〉 配線、配線器具、低圧機器等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とします。

3 乙は、(1)の月次点検のほか、甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととします。

4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととします。

- (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

#### 第4条（委託手数料）

1 第2条第1項第1号から第3号に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。

(1) 保安全管理業務に対する報酬は、次の通りとします。

月額 ( 34,000 円 ) (消費税を除く)

年次点検 ( 40,000 円 ) (消費税を除く)

(2) 前号以外の報酬及び手数料等は、甲と乙が協議して定めた額とします。

2 前項以外の手数料は、乙の別に定める規定によりその都度算定します。

3 請求手数料は、消費税法及び地方税法に定める税率で算定した税額を加算します。

#### 第5条（支払条件等）

1 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに請求金額を支払わなかったときは当該支払期限の翌日から支払いする日までの日数に応じ、請求金額に対し定められた率で計算した遅延利息の額を乙に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

#### 第6条（連絡責任者等）

- 1 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法を乙に通知するものとします。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法を乙に通知するものとします。
- 3 甲は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、乙に変更の内容を通知するものとします。
- 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

#### 第7条（甲及び乙の協力及び義務）

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

#### 第8条（保安業務担当者の資格等）

- 1 乙は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

#### 第9条（記録の保存）

- 1 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとします。

#### 第10条（損害賠償）

- 1 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

#### 第11条（機密の保持）

- 1 乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとします。

#### 第12条（契約期間内の更改）

- 1 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。
  - (1) 設備容量が変更された場合
  - (2) 受電電圧が変更された場合
  - (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
  - (4) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
  - (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
  - (6) 甲が保安規程を変更する場合
  - (7) 乙が保安業務手数料等を変更する場合

#### 第13条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。
  - (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
  - (2) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前までにその旨を文書により通知し、甲乙相互が合意した上で解除できるものとします。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。
  - (1) 廃止された場合
  - (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
  - (3) 一般用電気工作物となった場合
  - (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
  - (5) 発電所の出力が1,000キロワットを超えた場合
  - (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

#### 第14条（談合等の不正行為に係る解除）

- 1 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

#### 第15条（談合等の不正行為に係る違約金）

- 1 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に該当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### 第16条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

#### 第17条（契約事項等の解釈）

- 1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとします。

令和8年4月1日

委託者（甲）

住 所 群馬県前橋市岩神町 4丁目16番25号

氏 名 支出負担行為担当官 関東森林管理局長  
松村 孝典 ⑩

受託者（乙）

住 所

氏 名 ⑩